





























































































































































































































- 4 前項の報告を受けた第4条の内部監査責任者は、その内容を確認し会長に報告した上で、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。
- 5 第1項の指示書、第3項の報告書は、当該事業年度終了後〇年間保管するものとする。

(雑則)

第7条 多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第〇〇〇号）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第〇〇〇号）、〇〇地域協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、内部監査に必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

(備考)

幹事会を置かない場合には、第7条中「、幹事会の承認を得た後」を削除する。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

(備考)

〇〇地域協議会内部監査実施規程の作成に当たっては、原則として上記によるものとするが、特段の事情がある場合は、必要最小限の変更を行うことができるものとする。























































と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類（例：設計書、平面図、構造図等）の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続きについて、町又は土地改良区の指示を受けるものとする。

3 活動組織は、町又は土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について町又は土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、町又は土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときには、町又は土地改良区にその旨を報告し、町又は土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

（その他）

第13条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、町と活動組織が協議をして定めるものとする。

（注）土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、上記第13条の規定に代え、以下の内容の規定として下さい。

（その他）

第13条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、町又は土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、町と活動組織は、本書2通を作成し記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

（注）土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、上記の規定に代え、以下の内容の規定として下さい。

上記協定の締結を証するため、町、土地改良区及び活動組織は、本書3通を作成し記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇活動組織

住 所 〇〇県〇〇町〇〇〇〇〇〇 〇〇－〇

代 表 〇〇 〇〇 印

〇〇町

住 所 〇〇県〇〇町〇〇〇〇〇〇 〇〇－〇

町 長 〇〇 〇〇 印

（注）土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、市町村と土地改良区及び活動組織の三者の間での協定として、上記に以下を追加して下さい。

〇〇土地改良区

住 所 〇〇県〇〇町〇〇〇〇〇〇 〇〇－〇

理事長 〇〇 〇〇 印